

- 1. 日 時：平成29年7月12日（水）午後1時30分～午後3時10分
- 2. 場 所：瑞浪市保健センター 3階 大会議室
- 3. 出席者：委 員 岩島勝義、志水利保、柴田さだ子、今井瞳、加藤真紀、須藤信行、  
小倉弘子、木村彰男、高橋良明、木村泰宏、原憲作、江口研（副会長）、  
伊藤明芳（会長）、小鞠清子 [名簿順、敬称略]
- 4. 欠席者：委 員 保母朋子
- 5. 事務局：民生部社会福祉課  
宮本朗光（民生部長）  
南波 昇（民生部次長兼社会福祉課長）  
山路雅子（社会福祉課課長補佐兼障がい福祉係長）  
長谷川幸（社会福祉課障がい福祉係）
- 6. 日 程：
  - 1. 開 会
  - 2. 委嘱状交付
  - 3. 市長あいさつ（代理 副市長）
  - 4. 会議の成立
  - 5. 会長・副会長の選出
  - 6. 会長あいさつ
  - 7. 委員自己紹介
  - 8. 議 事
    - （1）会議の運営および傍聴について
    - （2）瑞浪市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画の策定について
    - （3）瑞浪市の障がい者の現状について
    - （4）アンケート調査結果について
    - （5）瑞浪市障害者計画の体系の見直し案について
  - 9. その他
  - 10. 閉 会

■ 7. 内 容：

**1. 開 会**

【事務局】皆様こんにちは。本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、第1回瑞浪市障害者計画等推進会議を開催いたします。この会議につきましては、委員会の会長が議長を務めることになっておりますが、会長が選出されるまでの間は、事務局にて進行させていただきます。

**2. 委嘱状交付**

【事務局】はじめに、委員をお願いする皆様に委嘱状を交付いたします。本日、市長は他の公務のため、副市長より委嘱状を交付させていただきます。委嘱状はお一人ずつお受け取りいただきますので、その場でご起立ください。

（委嘱状交付）

なお、保母委員につきましては、本日は欠席のご連絡をいただいております。

**3. 市長あいさつ**（代理 副市長）

【事務局】ここで、副市長よりごあいさつ申し上げます。

(副市長あいさつ)

本日は大変お忙しい中、第1回の障害者計画等推進委員会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃より障がい福祉をはじめ市民福祉の向上のためにご尽力賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま、皆様を障害者計画等推進委員会の委員として委嘱させていただきました。任期は審議が終わるまでということになっておりますが、おおむね3月近くまでかかるかと思えます。その間大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

障がい福祉に関しては、障がい者の方の人数が増え、高齢化・重度化・重複化してきているということで、障がいの状況に応じたサービスを提供していくことが求められているところでございます。

瑞浪市における障がい福祉行政は、現在「第3次障害者計画」と「第4期障害福祉計画」に基づいて施策を推進しておりますが、両計画とも今年度末をもちまして計画年度が終了いたしますので、次の「第4次障害者計画」「第5期障害福祉計画」の策定にあたり、今年度末に向けて委員の皆様には様々なご意見をいただきながら計画を策定していきたいと考えております。

ここ数年、障がい福祉をとりまく環境は大きく変化しており、法令整備の面では、障害者権利条約の批准をはじめ、障害者総合支援法や障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正など、様々な法令の整備が進められました。

障がいのあるお子さんに対する支援強化のための法令整備も進められ、次期計画において「障害児福祉計画」を策定することも規定されており、瑞浪市においては「第5期障害福祉計画」と一体的に策定していくこととしております。

市内における障がい児サービスに関しては、子ども発達支援センター「ぼけっと」の役割が定着するとともに、民間の事業者も2か所ほど参入してきているところですが、利用者の方々のニーズに対応できているか、何が課題であるかをしっかりと把握し、今後の計画策定に反映していくことが必要であると思っております。

委員の皆様におかれましては、「第4次障害者計画」「第5期障害福祉計画」の策定にあたりまして、この計画が市民の皆様にとってよりよいものになるように調整していただきたいということをお願い申し上げまして、私のあいさつに代えさせていただきます。お世話になりますがよろしくお願いいたします。

#### 4. 会議の成立

【事務局】 続きまして、本日の会議の成立について報告いたします。

本日の会議は14名の委員にご出席をいただいております。過半数の出席がありますので、瑞浪市障害者計画等推進委員会規則第5条2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

#### 5. 会長・副会長の選出

【事務局】 次に、会長・副会長の選出に移ります。

瑞浪市障害者計画等推進委員会委員の皆様は、お手元の資料1の名簿にありますとおり、

- 1号区分 障害福祉サービスを利用する方の代表として4名
- 2号区分 公募による市民の方 2名
- 3号区分 障害者を支援する団体に所属する方 2名
- 4号区分 障害福祉関連の業務に従事されている方 3名
- 5号区分 障害福祉に識見をお持ちの方 2名
- 6号区分 行政機関の職員 2名

として、15名の方をお願いしております。

会長・副会長につきましては、委員会規則第4条2項の規定により、委員の互選によってこれを定めることとなっております。皆様にお諮りいたします。選出についていかがいたしましょうか。

（「事務局に一任」の声）

事務局一任というお声をいただきましたので、事務局から提案させていただきます。会長に伊藤明芳委員、副会長に江口研委員を推薦したいと思います。よろしければ拍手をもってご承認をお願いします。

（拍手多数）

ご承認をいただきましたので、会長は伊藤明芳委員、副会長は江口研委員と決定させていただきます。お二方にはご了承のほどよろしくお願いいたします。会長さんは席の移動をお願いします。

## 6. 会長あいさつ

【事務局】 それではここで、会長からごあいさつをお願いいたします。

（会長あいさつ）

皆様こんにちは。ただいまご推薦をいただきました伊藤と申します。慣れない役割でございますが、ご推薦をいただきましたので僭越ではございますが務めさせていただきますと思います。

この委員会では、障害者計画・障害福祉計画の審議をしていただくこととなりますが、これらの計画がよりよい計画になりますよう皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】 副市長は、公務のためここで退席いたします。（副市長退席）

## 7. 委員自己紹介

【事務局】 本日は第1回目ということですので、ここで、委員の皆様にご自己紹介していただきたいと思っております。（各委員自己紹介）

事務局の自己紹介をいたします。（部長から順次自己紹介）

なお、計画策定にあたり市がサポートをお願いしております「株式会社 名豊」の糸魚川さんにも同席していただいております。糸魚川さん、自己紹介をお願いいたします。（自己紹介）

## 8. 議 事

【事務局】 それでは、議事に移りたいと思っております。ここからは、伊藤会長に議長として議事を進行していただきます。伊藤会長さん、よろしくお願いいたします。

【議長】 では、本日の次第に沿って進めてまいります。議事に入る前に、事務局から本日の資料について説明をお願いします。

（事務局より説明）

では、議事に入ります。

### ■議事（1）会議の運営および傍聴について

【議長】 「議事（1）会議の運営および傍聴について」です。今回は、第1回の委員会ですので、はじめに会議の運営についてお諮りします。委員会規則第8条の規定において、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定めることとされております。まず、事務局から運営規程（案）について説明をお願いします。

（事務局説明）【資料1－2】

事務局の説明にありましたとおり、原則に従いこの会議は公開することとし、その他の条項につきましても、運営規程（案）のとおりとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ご異議がないようですので、運営規程に従い進めてまいります。

【議長】次に、会議の傍聴についてお諮りします。事務局から傍聴規程（案）について説明をお願いします。

（事務局説明）【資料1－3】

標準的な傍聴規程ということですので、特段問題はないと思います。会議の傍聴に関してはこの規程に従うということによろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、この規程に従い進めてまいります。

事務局に確認します。現時点で、傍聴の申し出はありますか。

【事務局】現時点で、傍聴の申し出はございません。

## ■議事（2）瑞浪市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画の策定について

【議長】では、議事（2）に移ります。瑞浪市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）【資料2】

ただいまの事務局の説明について、ご質問があればお願いします。

委員の中には初めての方もおられますので、私の方から事務局に確認をさせていただきたいと思います。今回は障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定していくということですが、障害者計画というのは、施策の理念や基本的な方針を定めるもので、計画年度は平成30年度からの6年間、そして障害福祉計画と今回から初めて策定することになる障害児福祉計画は、障害者計画を受けて具体的な取り組みについて定めるもので、計画期間は平成30年度からの3年間、今回に関してはこれらの計画を一体的に策定していくということによろしいでしょうか。

【事務局】そのとおりです。なお、計画期間について、障害福祉計画は国の指針で3年間と示されていますが、障害者計画については法的な定めがなく、国は5年となっておりますし、障害福祉計画とあわせて3年ずつとしている自治体もあります。

【議長】障害児福祉計画は初めて策定するというようになるようですが、障がい児の方に関する計画というのは今までどのように規定されてきたのでしょうか。特になかったということでしょうか。

【事務局】障害者計画の中に含まれていたという形です。また、「子ども・子育て支援事業計画」においても位置づけられております。

【議長】それぞれで規定されていたものを、障害児福祉計画としてまとめていくということですね。他にご質問はありますか。

【委員】障害児の計画は、児童福祉法に基づくということで18歳未満を対象とするものでしょうか。

【事務局】3障害含めて18歳未満の計画を別に作るという形になるかと思えます。

## ■議事（3）瑞浪市の障がい者の現状について

【議長】では、議事（3）に移ります。瑞浪市の障がい者の現状について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）【資料3】

ただいまの事務局の説明について、ご質問のある方はお願いします。

【委員】身体障がい者は身体障害者手帳、知的障がい者は療育手帳、というように等級により記載されているわけですが、今の流れの中では「障害支援区分」が大きなポイントとなってきております。それによってサービスの内容が限定されるものですので、障害支援区分の内訳も出された方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】おっしゃるとおりだと思います。今まではそのようなデータを掲載しておりませんでしたので、今回から追加したいと思います。

【委員】障がい者数の状況の表で、重複障がいの場合、例えば身体障害者手帳と療育手帳の両方をお持ちの方については、この中でどのようにカウントされていますか。

【事務局】この表においては、それぞれの手帳の所持者の数を記載しておりますので、複数の手帳をお持ちの方は、複数のところにカウントされている状況です。後ほどご説明するアンケート調査においては、重複障がいについて反映した集計をしています。

【委員】そうすると、実際の人数はこの表よりも少し減るということですね。

【事務局】そうなります。この表においては、それぞれの障がいの傾向をとらえるために、発行している手帳の数を表示しているところですが、合計欄の数字は実人数ではなく延人数ということになりますので、今後はそれがわかるようにきちんと明記するように修正いたします。

#### ■議事（４）アンケート調査結果について

【議長】では、議事（４）に移ります。アンケート調査結果について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）【資料４】【資料５－１】【資料５－２】

ただいまの事務局の説明について、ご質問はありますか。

【委員】（「障がいのある方への配慮が足りないと思うもの」の回答項目「まちかどでの人の視線」について）「まちかどでの人の視線」というのは主観が入りますので、統計をとってもあまり意味がないのではないかと思います。障がいのある子を持つ親としては、人からどう見られようがあまり気にしていません。

【議長】これはあくまでアンケートの結果ですので、これを分析して計画にどう反映するかが大事になるかと思います。

【事務局】障がい差が差別につながる場合もあり、障がいを個性ととらえた今後の教育という面ではこうした統計も参考になるのではないかと考えています。

【議長】他に質問はありませんか。

【委員】障がいのある方への調査ですが、回答者の年代が４０代から６５歳以上までを合わせると８割を超えるという状況において、「学校は楽しかったか」という設問の回答を参考にしてしまうと、２０年以上前の学校教育について「楽しかった」という回答になっていしまうので、アンケートが逆に足を引っ張ることになるのではないかと気になります。今のお子さんが受けている学校教育についてのお子さんの意見や、保護者の方が思っている回答とずれが生じてしまうのではないかと、全体的にもう少し年代を考慮する必要があるのではないかなと思います。

【事務局】全体ではそのように言えるかもしれませんが、年代別の細かいクロス集計をしていく

中で、この年代の方ではこういう傾向があるという分析を今後していくこととなりますので、次回以降の委員会で報告していければと思います。

【委員】子どもの意見については、親が「こんなふうだろう」という見解の元で記入するしかないのですが、本人の意思というのは反映しにくいのですが、生活する中でこんなところで困るということは多々直面するので、障害児計画を策定するにあたっては、現在「ぼけっと」を利用してみえる方や保育園で障害児保育を受けてみえる方、支援学校に通ってみえる方の意見というのがとても大事になってくると思います。そのあたりを聴き取っていただくとありがたいと思います。

【議長】設問は国や県が示すモデル的なものか市独自のものか、どちらになりますか。

【事務局】国や県は特に示していませんので、市独自の設問になります。また、前回の設問との継続性も考慮した内容となります。アンケート実施時期と国が指針を示したタイミングの問題もありますが、障害児計画策定に向けた設問になっているかという点については、ご指摘のとおり若干弱い部分があるかもしれません。今後の反省点として、団体ヒアリングなど、何らかの方法でニーズをきちんと把握できるように検討してまいります。

【委員】設問では「施設入所」と「グループホーム」を一括りにしていますが、事業の考え方も根本的に異なるものですし、障がい者の方の生き方が大きく異なるものですので、本来は別々に捉えていくべきではないかなと思います。

【事務局】その部分についても、次回に向けての検討課題とさせていただきます。

## ■議事（５）瑞浪市障害者計画の体系の見直し案について

【議長】では、議事（５）に移ります。瑞浪市障害者計画の体系の見直し案について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）【資料６】

体系の見直しということで、今後計画を策定するにあたっての骨子について、若干現在の体系から見直しをした中で進めていくという事務局の説明ですが、何かご意見ご質問があればお願いします。

私から一つお聞きしますが、現行の「１ 保健・医療の充実」は見直し案の中のどこに含まれることになりますか。

【事務局】「２ 生活支援体制の充実」の中の「保健・医療サービスの充実」に含まれる形になります。

【議長】他にはよろしいでしょうか。現在はたたき台ということですので、また素案が示された段階でご審議いただくということですのでよろしくお願いします。

## ■その他

【議長】事務局から提示されている議事は以上となりますが、その他、事務局から追加の議事がありましたらお願いします。

【事務局】１つ追加でお願いします。計画が決定しますと、冊子を印刷して関係部署・関係機関に配布します。これまでは、表紙や挿絵はコンサル会社もしくは印刷会社の用意したイラストを使用していましたが、近隣自治体の冊子を見ますと、特別支援学校の児童生徒さんなど、障がいのある方の作品を採用しておられます。こうして委員として様々な立場の皆様がお集まりですので、冊子の表紙・挿絵について「うちの施設の利用者さんの作品が使えるかもしれない」など、

何かご提案やアイデアをいただけるとありがたいです。

次回の委員会でも結構です。本日、東濃特別支援学校の保母先生は欠席されていますので、その点はお伝えしておきます。

【議長】次回でも結構ですので、何かご提案がありましたらよろしくお願ひします。

では、以上で議事を終了とさせていただきます。

本日は第1回目の委員会ということで、障がい者の現状やアンケートの結果、体系の見直し等について事務局からの説明を聞くという内容になりましたが、次の委員会では、現行計画の評価や本日の内容を反映した計画の素案が示されてくるものと思います。今後も皆様と一緒にこの計画がよりよいものになるように進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。事務局におかれましては、委員の皆様からいただいたご意見を計画案作成につなげていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

では、事務局に進行をお返しいたします。

## 9. 閉 会

【事務局】伊藤会長さん、ありがとうございます。また、委員の皆様には活発なご意見をいただきましてありがとうございます。ここで、事務局から事務連絡がございますので申し上げます。

(事務局 事務連絡)

では、閉会のあいさつを、民生部長より申し上げます。

(民生部長あいさつ)

皆様、本日は長時間にわたり本当にありがとうございました。今日は第1回の委員会ということで、事務局からの説明が中心となり、全ての委員の皆様からご意見をいただくということができませんでしたが、今後しっかりとアンケートの分析や団体へのヒアリングを行い、次回にはもう少しわかりやすい説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。皆様の貴重なご意見をしっかりと反映して、実効性の高い計画を作ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。